

## 通訳案内士登録申請書等一覧表

| 必要書類／申請区分                          | 新規    | 変更届出  | 再交付   | 備 考  |
|------------------------------------|-------|-------|-------|--|
| ① 申請書又は届出書<br>注)複数言語申請の場合は、言語ごとに作成 | ○     | ○     | ○     | 氏名を記入すること。   |
| ② 書式1<br>「健康診断書」                   | ○     |       |       | 医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けたものによる診断書で、3ヶ月以内に発行したもの。   |
| ③ 合格証書(写し)                         | ○     | ○     | ○     | 合格証書の写し(コピー)を提出<br>氏名が変わった場合は戸籍抄本添付。   |
| ④ 履歴書                              | ○     |       |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名欄は自署すること。</li> <li>・市販の履歴書でよい。</li> <li>・履歴書への写真添付は不要。</li> </ul>  |
| ⑤ 誓約書                              | ○     |       |       |  |
| ⑥ 写真(2枚)<br>注)複数言語申請の場合は、各言語につき2枚  | ○     | ○     | ○     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・6ヶ月以内に撮影したもの</li> <li>・無帽、正面、上半身、無背景</li> <li>・縦 3cm×横 2.5cm(モノクロ・カラーどちらでも可)</li> <li>・裏面に氏名を記入のこと。</li> </ul> |
| ⑦ 通訳案内士登録証                         |       | ○     | ○     | 亡失(紛失)の場合は、発見時に返納。   |
| ⑧ 変更した事実を証する書類                     |       | ○     |       | 例)1 住所変更 住民票(3ヶ月以内発行)<br>外国人登録をしている方は、外国人登録法に基づく登録原票記載事項証明書が必要です。<br>例)2 氏名変更 戸籍抄本(3ヶ月以内発行)  |
| ⑨ 住民票又は外国人登録法に基づく登録原票記載事項証明書       | ○     |       |       | 3ヶ月以内に発行されたもの。<br>(住民基本台帳で確認できる場合は不要)  |
| ⑩手数料(円)<br>注)複数言語申請の場合は、言語ごとに必要    | 5,200 | 4,100 | 4,100 | 山口県証紙で納入。(現金等は受付できません。)<br>証紙購入場所<br>・山口県庁2階、各県総合庁舎 等<br>※収入印紙ではありません。<br>・なお、登録証の交付の際に郵送を希望される方は460円分の郵便切手(簡易書留送料)を貼った返信用封筒を提出ください。                   |

1 「通訳案内士登録証」は各言語につき1枚発行します。  
 複数の言語について登録する方は、言語ごとに登録証の交付申請を行ってください。

2 申請・問い合わせ先 山口県 観光スポーツ文化部 観光政策課  
 (〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県庁舎8階 電話083-933-3175)  
 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)9時～17時15分(12時～13時を除く)  
 ※申請書提出の際は、担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。